

【新設】（企業集団等所得課税規定の適用がある場合の個別計算納付法人所得税額の計算）

66 の 6-21 の 5 外国関係会社が企業集団等所得課税規定の適用を受けている場合の措置
法令第 39 条の 15 第 2 項第 8 号に規定する「個別計算納付法人所得税額」の基礎となる
所得の金額の計算については、66 の 6-21 の 2 及び 66 の 6-21 の 4 の取扱いを準用
し、当該外国関係会社の本店所在地国の法令の規定等により、その計算された所得の金
額から法人所得税の額を計算する。

同項第 15 号に規定する「個別計算還付法人所得税額」についても、同様とする。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、外国関係会社の本店所在地国等で連結納税やパススルー課税が行われる場合の当該外国関係会社の適用対象金額、租税負担割合、外国税額控除等の計算方法について見直しが行われ、その本店所在地国等の法人所得税（外国法人税）に関する法令の規定のうち「連結納税規定」及び「パススルー課税規定」（以下「企業集団等所得課税規定」という。）を適用しないものとして計算される金額を用いて計算することとされた（措令 39 の 15②⑤、39 の 17 の 2 ②、39 の 18①）。
- 2 外国子会社合算税制上、会社単位の合算課税の対象とされる特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額の計算の基礎となる措置法第 66 条の 6 第 2 項第 4 号に規定する基準所得金額は、我が国の法人税法等の規定の例に準じて計算する方法とこれらの外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定により計算する方法（以下「現地法令基準」という。）のいずれかにより計算することとされている（措法 66 の 6 ①②、措令 39 の 15①②）。
そして、現地法令基準により計算する場合の基準所得金額は、外国関係会社の決算に基づく所得の金額につき、その外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定により計算した所得の金額にその所得の金額に係る調整を加えた金額とされており、この調整項目の一つとして、その外国関係会社が納付する法人所得税の額で損金の額に算入している金額がある場合には、これを加算することとされている（措令 39 の 15②八）。
- 3 さらに、当該法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の法人所得税にあつては、上記 1 のとおり、実際に納付した額ではなく、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に納付するものとして計算される法人所得税の額（個別計算納付法人所得税額）とされた（措令 39 の 15②八括弧書）。
- 4 この個別計算納付法人所得税額の基礎となる所得の金額の計算は、66 の 6-21 の 2 《企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算》の「本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定（……企業集団等所得課税規定を除く。……）により計算した所得の金額」の計算と異なるものではないことから、原則として、66 の 6-21 の 2 の取扱いを準用し、単体納税制度の規定を適用するなどして計算することとなる。また、66 の 6-21 の 4 《合理的な方法による所得の金額の簡便計算》の取扱いを準用し、簡便的な計算方法により計算することも認められる。このようにして計算された所得の金額に対して、本店所在地国等の単体納税制度の規定を適用して個別計算納付法人所得税額を計算することとなる。

本通達の前段では、これらのことを明らかにしている。

なお、66の6-21の2の取扱いを準用して計算する場合において、本店所在地国等の法人所得税に関する法令の規定のうち、その適用が法人の選択によることとされているものについては、66の6-21の3《企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定により計算する場合の取扱い》の取扱いが準用され、原則として、外国関係会社の実際の連結納税又はパススルー課税における申告において行われた選択と同じ選択を行ったものとして「基礎となる所得の金額」の計算を行うことに留意が必要である。

- 5 本通達の後段では、措置法令第39条の15第2項第15号に規定する「個別計算還付法人所得税額」についても、同様の取扱いとなることを明らかにしている。
- 6 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の90-21の5）を定めている。